

事務連絡  
令和3年5月10日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

### 新たな避難情報に関する周知チラシの掲示等に関する依頼について

平素より、当省の安全教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

このたび内閣府より、新たな避難情報に関する周知について、別添のとおり、協力依頼がありました。避難情報は命に関わる重要な情報であるため、改正法の施行までに集中的に周知する必要があることから、新たな避難情報に関するチラシの掲示等の協力依頼を周知いただきますようお願いいたします。また、近年の気候変動による自然災害に対して、子供たちが自ら命を守る行動がとれるよう、所在地の災害特性に応じた避難訓練の実施や、防災教育の指導が展開できるよう併せて周知願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

【本件担当】  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 防災教育係  
電話：03-5253-4111（内線2670）  
E-mail：anzen@mext.go.jp



事 務 連 絡  
令和 3 年 5 月 10 日

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）

### 新たな避難情報に関する周知チラシの掲示等に関する依頼

平素より、防災行政の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）が成立し、本年の梅雨期までに施行されることとなりました。改正法では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく新たな避難情報が発令できるようになります。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、改正法の施行までに集中的に周知する必要があり、国・都道府県・市町村による周知、メディアによる周知を行っていきます。さらに、多くの人々が利用する施設や店舗等における周知は効果的であると考えているため、都道府県教育委員会等に対して、新たな避難情報に関するチラシの掲示等の協力依頼を周知いただきますようお願いいたします。

### 記

近年、気象災害による大きな被害が発生しており、今後も気候変動による水害や土砂災害等の頻発化・激甚化が懸念されています。また、「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子どもの頃から地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要です。

これらのことから、全国の水害・土砂災害リスクを有する全ての教育関係機関等に対して、下記の協力依頼とともに、防災教育や避難訓練の重要性を再認識し、気象災害を想定した避難訓練の実施、防災教育の指導が行われるように周知いただきますようお願いいたします。

#### <協力依頼内容>

- ① 「新たな避難情報に関する周知チラシ」（別添。以下「チラシ」という。）を印刷し、児童生徒や教員の目に触れる場所に掲示するなど、適宜ご対応願います。（掲示スペースに限りがある場合は、新たな避難情報を記載している表面を優先して掲示して下さい。）
- ② 児童生徒へのチラシの配布、総合学習などの授業や避難訓練等で教材として使用すること等により、適切なタイミングでの避難を子ども達が身につけることができるように、ご活用ください。

また、「避難情報に関するガイドライン」を下記に掲載しておりますので、ご参照ください。

避難情報に関するガイドライン：

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)